

～妊産婦歯科健診を町外で受診される場合について～

◆令和 7 年 4 月から町内実施歯科医療機関のみが助成の対象になります。

令和 7 年 3 月 31 日までは町外歯科医療機関も助成の対象です。町外歯科医療機関を受診されたい方は、受診前に必ず鏡野町役場子育て支援課へ連絡してください。

1. 医療機関に予約後、受診前に必ず鏡野町役場子育て支援課へ連絡してください。



2. 受診当日は、受診票・母子健康手帳・歯ブラシを医療機関へご持参ください。



3. 受診後、費用を窓口でお支払いいただき、領収書・母子健康手帳・受診票を受け取ってください。



4. 後日、鏡野町役場子育て支援課へ手続きにお越しください。

必要書類

①受診票

②妊産婦歯科健康診査費用助成申請書及び請求書

(子育て支援課窓口で書いていただくことも可能です。)

③領収書

※ 申請期限は、診療を受けた月の 1 年後の前月末までです。

(例) 受診日:R6.6.10 → 申請期限:R7.5.31

● 助成額について

1 回あたり 5,000 円を上限に助成します。

● 留意事項について

助成は健診のみで、こちらの健診は保険との併用はできません。